

現行（2022年（令和4年）3月19日改定）	改定（2026年（令和8年）6月1日改定）
<p>第1 事業の目的</p> <p><u>石油などの化石資源に依存したこれまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムは、化石資源の枯渇問題や地球温暖化、廃棄物の増大、有害物質の排出等様々な環境問題を深刻化させています。</u></p> <p><u>このような中であって、バイオマスはもともと生物が生命維持活動によって生成したものであり、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能という優れた特徴を有しています。</u></p> <p><u>バイオマスを有効に利用することは、石油等の化石資源への依存を低減するだけでなく、現代社会が直面する環境問題の改善や循環型社会の形成に貢献することができます。</u></p> <p><u>バイオマスマーク事業（以下、「事業」といいます。）は、<u>素材または商品を構成する全部あるいは一部が</u>バイオマスに由来する<u>素材または商品</u>（以下、「<u>バイオマス由来の商品</u>」<u>と</u>いいます。）に一般社団法人日本有機資源協会の登録商標である「<u>バイオマスマーク</u>」<u>を付すこと</u>（<u>使用を許諾すること</u>）により、当該商品へのバイオマスの利用を消費者に情報提供し、これらの商品を普及させることによりバイオマスの利用を促進して、自然の恵みで持続的に発展可能な社会構築に貢献することを目的と<u>しています</u>。</u></p>	<p>第1 事業の目的</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>バイオマスマーク事業（以下、「<u>事業</u>」<u>と</u>いう）は、バイオマスに由来する<u>原材料を使用する商品全体あるいは商品の一部分を対象として</u>、一般社団法人日本有機資源協会（以下、「<u>協会</u>」<u>と</u>いう）の登録商標である「<u>バイオマスマーク</u>」<u>の</u>使用を許諾することにより、当該商品へのバイオマスの利用を消費者や<u>事業者へ</u>情報提供し、これらの商品を普及させることによりバイオマスの利用を促進して、自然の恵みで持続的に発展可能な社会構築に貢献することを目的と<u>する</u>。</p>
<p>第2 バイオマスマークの仕様</p> <p>1 バイオマスマーク<u>とは、右図のもので</u>す。</p> <p>これに、第5に示すバイオマス度の<u>数値（10から5刻みで100まで）の</u>入ったものも<u>含めて</u>バイオマスマークの範囲と<u>し</u>ます。</p>	<p>第2 バイオマスマークの仕様<u>及び範囲</u></p> <p>1 バイオマスマーク<u>を右図に</u>示す。</p> <p>これに、第5に示すバイオマス度を<u>5%刻みで切り捨てた</u>10から100までの<u>数字（以下、「表示バイオマス度」という）</u>を含めてバイオマスマークの範囲と<u>す</u>る。</p>

<p>2 バイオマスマークは、地球から伸びるクローバーを表<u>しています</u>。クローバーはバイオマスそのものを、また、クローバーの左側はBの裏文字、右側はP をかたどっており、バイオマス製品 (Biomass Products) を表<u>しています</u>。矢印は二酸化炭素の増減に影響を与えない性質であるカーボンニュートラルを表<u>しています</u>。</p>	<p>2 バイオマスマークは、地球から伸びるクローバーを表<u>す</u>。クローバーはバイオマスそのものを、また、クローバーの左側はBの裏文字、右側はP をかたどっており、バイオマス製品 (Biomass Products) を表<u>している</u>。矢印は二酸化炭素の増減に影響を与えない性質であるカーボンニュートラルを表<u>す</u>。</p>
<p>第3 事業の実施</p> <p>1 事業は、<u>一般社団法人日本有機資源協会 (以下、「協会」といいます。)</u> がバイオマスマークの使用を申請する者に対し、このバイオマスマーク事業実施要領 (以下、「要領」といいます。) に基づきその使用を<u>認定</u>することにより実施<u>します</u>。</p>	<p>第3 事業の実施</p> <p>1 事業は、協会がバイオマスマーク (<u>標章及び文言</u>) の使用を申請 (<u>以下、「バイオマスマーク認定申請」という</u>) する者 (<u>以下、「申請事業者」という</u>) に対し、このバイオマスマーク事業実施要領 (以下、「要領」とい<u>う</u>) に基づきその使用を<u>許諾</u>することにより実施<u>する</u>。</p>
<p>2 事業の適正な運営を図るため、協会にバイオマスマーク事業事務局 (以下、「事務局」とい<u>います</u>。) を、諮問機関としてバイオマスマーク運営委員会 (以下、「運営委員会」とい<u>います</u>。) 及びバイオマスマーク認定審査委員会 (以下、「審査委員会」とい<u>います</u>。) を設置<u>します</u>。</p>	<p>2 事業の適正な運営を図るため、協会<u>内</u>にバイオマスマーク事業事務局 (以下、「事務局」とい<u>う</u>) を、諮問機関としてバイオマスマーク運営委員会 (以下、「運営委員会」とい<u>う</u>) 及びバイオマスマーク認定審査委員会 (以下、「審査委員会」とい<u>う</u>) を設置<u>する</u>。</p>
<p>3 運営委員会は、消費者関係団体、バイオマスに関する学識経験者及び関係行政機関の有識者等によって構成し、事業の運営に係る基本的事項について審議<u>します</u>。</p>	<p>3 運営委員会は、消費者関係団体、バイオマスに関する学識経験者及び関係行政機関の有識者等によって構成し、事業の運営に係る基本的事項について審議<u>する</u>。</p>
<p>4 審査委員会はバイオマスに関する学識経験者や有識者等をもって構成し、第4に<u>基づき申請されたバイオマス由来の商品への</u>バイオマスマークの使用の<u>認定</u> (以下、「バイオマスマークの認定」とい<u>います</u>。) に係る審査を行<u>います</u>。</p>	<p>4 審査委員会はバイオマスに関する学識経験者や有識者等<u>からなる審査委員</u>をもって構成し、第4の<u>要件を満たすバイオマスマークの認定を受けようとする商品</u> (以下、「<u>申請商品</u>」<u>という</u>) についてバイオマスマークの使用の<u>許諾</u> (以下、「バイオマスマークの認定」とい<u>う</u>) に係る審査を行<u>う</u>。</p>
<p>5 審査の結果、<u>バイオマスマークの認定を受けた商品に</u>バイオマスマークを供与<u>します</u>。</p>	<p>5 審査の結果、<u>合格を受けた申請商品に対して、協会が</u>バイオマスマークの認定を<u>する</u>。<u>認定された申請商品を「認定商品」という</u>。</p>

<p>6 審査委員及び事務局（以下「審査委員等」といいます。）は、審査に関連して知り得た<u>申請者</u>の経営上、技術上または営業上の秘密を審査の目的以外に使用<u>しません</u>。また、第三者（バイオスマーク事業事務局に關与する役員及び職員等、審査委員会委員及び法令上守秘義務を負う弁護士等の専門職を除く。）に開示<u>しません</u>。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでは<u>ありません</u>。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請者から知得する以前に所有していたもの ② 申請者から知得する以前に公知であったもの ③ 申請者から知得した後に審査委員等の責に帰すことのできない事由により公知となったもの ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わずに取得したもの ⑤ 法令上開示義務を負う場合であって、官公庁、裁判所またはその他の公的機関から適法な開示命令を受けた場合 	<p>6 審査委員及び事務局（以下、「審査委員等」という）は、審査に関連して知り得た<u>申請商品及び申請事業者</u>の経営上、技術上または営業上の秘密を審査の目的以外に使用<u>しない</u>。また、第三者（バイオスマーク事業事務局に關与する役員及び職員等、審査委員会委員及び法令上守秘義務を負う弁護士等の専門職を除く）に開示<u>しない</u>。但し、次のいずれかに該当するものについては、この限りでは<u>ない</u>。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請<u>事業者</u>から知得する以前に所有していたもの ② 申請<u>事業者</u>から知得する以前に公知であったもの ③ 申請<u>事業者</u>から知得した後に審査委員等の責に帰すことのできない事由により公知となったもの ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わずに取得したもの ⑤ 法令上開示義務を負う場合であって、官公庁、裁判所またはその他の公的機関から適法な開示命令を受けた場合
<p>7 事務局は、<u>バイオスマークの認定を受けた</u>商品について、科学的手法により<u>第5の1</u>に示すバイオマス度の測定を適宜行<u>います</u>。分析結果と認定<u>した</u>商品のバイオマス度とを比較して両者に有意な相違を認めた場合は、バイオスマークの認定を受けた事業者と事務局が連携してその原因の究明に当たるものと<u>します</u>。</p>	<p>7 事務局は、<u>認定商品</u>について、科学的手法によりバイオマス度の測定を適宜行<u>う</u>。分析結果と<u>認定商品</u>のバイオマス度に有意な相違を認めた場合は、バイオスマークの認定を受けた事業者（以下、「<u>認定事業者</u>」という）はその原因の究明に当たるとともに、必要に応じて協会は認定事業者にバイオスマークの変更申請や事実の公表、バイオスマークの使用禁止等を求める場合がある。</p>
<p>8 バイオスマークの認定等に要する費用は、別に定める「バイオスマーク<u>事業実施細則</u>」（以下、「<u>細則</u>」とい<u>います</u>。）により<u>ます</u>。</p>	<p>8 バイオスマークの認定等に要する費用は、別に定める「バイオスマーク<u>事業実施細則</u>」（以下、「<u>細則</u>」とい<u>う</u>）により<u>る</u>。</p>
<p>第4 バイオスマーク認定の申請商品の要件</p> <p>1 バイオスマークの認定を受けようとする商品を「申請商品」とい<u>います</u>。</p>	<p>第4 バイオスマーク認定の申請商品の要件</p> <p>1 バイオスマークの認定を受けようとする商品を「申請商品」とい<u>う</u>。<u>有償譲渡、無償譲渡に関わらず、自ら使用または無償で配布する特別仕様品も申請商品とすることができる。</u></p>
<p>2 <u>本事業</u>において「バイオマス」とは、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの（<u>ただし、生物が直接生産する貝殻等の無機性資源は含みます。</u>）をい<u>います</u>。</p>	<p>2 事業において「バイオマス」とは、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの（<u>但し、生物が直接生産する貝殻等の無機性資源は含む</u>）をい<u>う</u>。</p>

<p>3 <u>申請商品は、バイオマス由来の商品であるものとします。ただし、生きもの、食品、医薬品、動植物の粗製品（例：原毛皮、骨、種子、花卉、木材）などは除きます。</u></p>	<p>3 <u>生きもの、食品、<u>医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬</u>、動植物の粗製品（例：原毛皮、骨、種子、花卉、木材）などは<u>申請商品に含めない。</u></u></p>
<p>4 <u>申請商品は、現に日本国内で流通・使用されている商品とします。ただし、本要領に基づく手続きに従って行うバイオスマーク使用契約の締結日から起算して6か月以内に販売または使用を開始する商品は対象とします。なお、申請商品の製造場所は国内外を問いません。</u></p>	<p>4 <u>申請商品の製造場所は国内外を問わない。バイオスマークが日本国内のみ有効な認定であるため、申請商品または申請商品を組み込んだものは日本国内で流通・使用されるもの（以下、「販売品」という）のみとする。流通前の申請商品は、バイオスマークの認定申請した日から起算して12か月以内に販売または使用を開始するものとする。</u></p>
<p>5 <u>バイオマス由来の商品を扱う事業者は、任意にバイオスマークの認定申請を行うことができます。また、有償譲渡以外で自ら使用または無償で配布する特別仕様品についても、事業者はバイオスマークの認定申請を行うことができます。</u></p>	<p><u>(移設) 第4 1</u></p>
<p>第5 バイオスマークの認定要件</p> <p>1 <u>申請商品に含まれるバイオマス割合（本事業では「バイオマス度」といいます。）が、申請商品乾燥重量あたり10%以上であること。ただし、以下に示す例外は除きます。</u></p> <p>(1) 配合割合が日本国の法律等で定められているもの 例：ガソリンと混和するバイオエタノール</p> <p>(2) 技術的に優れているが、バイオマスの高率含有が困難と判断されるもの</p> <p>(3) 使用するバイオマスが10%未満でも特別な効果をもたらす場合</p> <p>(4) 2012（平成24）年3月以前に認定されたもの及びそれを用いたもの <u>(暫時、数字入りに変更)</u></p>	<p>第5 バイオスマークの認定要件</p> <p>1 <u>申請商品に含まれるバイオマス割合（本事業では「バイオマス度」という）が、申請商品乾燥重量当たり10%以上であること。但し、以下のいずれかを満たすものは10%未満でも認定される場合がある。</u></p> <p>(1) 配合割合が日本国の法律等で定められているもの 例：ガソリンと混和するバイオエタノール</p> <p>(2) 技術的に優れているが、バイオマスの高率含有が困難と判断されるもの</p> <p>(3) 使用するバイオマスが10%未満でも特別な効果をもたらす場合</p> <p>(4) 2012（平成24）年3月以前に認定されたもの及びそれを用いたもの <u>(バイオマス度の入ったものに変更を勧奨)</u></p>
<p>2 <u>申請商品が、第4の要件を満たし、かつ、公序良俗に反するおそれのないものであること。</u></p>	<p>2 <u>申請商品が、第4の要件を満たし、かつ、公序良俗に反するおそれのないものであること。</u></p>
<p>3 <u>商品の品質及び安全性が関連する法規、基準、規格等に合致していること。</u></p>	<p>3 <u>申請事業者が、申請商品または申請商品を組み込んだ販売品の品質表示の内容や安全性、機能性が関連する法規、基準、規格等への適合を確認した商品であること。</u></p>

<p>第6 バイオマスマークの認定</p> <p>1 事務局は<u>バイオマスマークの認定申請があった</u>申請商品について審査委員会に<u>諮り、要件を満たす場合に、バイオマスマークを使用できる商品（以下、「バイオマスマーク認定商品」といいます。）として認定します。</u></p>	<p>第6 バイオマスマークの認定</p> <p>1 事務局は申請商品について審査委員会に<u>諮る。協会は審査の結果、合格した申請商品をバイオマスマーク認定商品として認める。</u></p>
<p>2 第5の要件を満たした申請商品であっても、審査委員会による認定審査の結果、<u>認定しないことがあります。</u></p>	<p>2 第5の要件を満たした申請商品であっても、審査委員会による認定審査の結果、<u>合格とならない場合、協会は認定しないことがある。</u></p>
	<p><u>第7 バイオマスマークの認定の取り消し</u> <u>申請の内容に虚偽が判明した場合、協会は認定を取り消す。</u></p>
<p>第7 バイオマスマークの使用</p> <p>1 <u>バイオマスマークの認定を受けた事業者は、細則に基づきバイオマスマーク使用契約を協会と締結し、バイオマスマークを適正に使用しなければなりません。ただし、バイオマスマーク認定商品を併用する申請が認められた場合等は、別に定める「バイオマスマーク使用に係る誓約書」（細則に添付されている申請書類の様式9及び10）の提出により契約締結とみなします。</u> <u>バイオマスマークの使用方法は、細則の別添2「バイオマスマーク使用の手引」によります。</u></p>	<p>第8 バイオマスマークの使用</p> <p>1 <u>バイオマスマーク使用契約を協会と締結した認定事業者（以下、「使用契約者」という）は、バイオマスマーク認定商品にバイオマスマークを付すことができる。</u> <u>バイオマスマークは、細則の別添2「バイオマスマーク使用の手引」に基づき適正に使用しなければならない。</u></p>
<p>2 「バイオマスマーク」の商標権、標章及び商品等表示に係る権利は協会が保有<u>しており</u>、バイオマスマークが不適切に使用された場合、協会は<u>当該使用契約者</u>に対しバイオマスマーク使用契約の解除その他必要な措置をと<u>ります</u>。</p>	<p>2 「バイオマスマーク」の商標権、標章及び<u>文言</u>の商品等表示に係る権利は協会が保有<u>する</u>。バイオマスマークが不適切に使用された場合、協会は<u>使用契約者</u>に対しバイオマスマーク使用契約の解除<u>や</u>その他<u>の</u>必要な措置をと<u>る</u>。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3 バイオマスマークの使用契約を締結していない者が不正にバイオマスマークを使用した場合は必要な措置をとる。</u></p>
<p>第8 使用契約書と要領の適用関係</p> <p>要領と第7の1に定めるバイオマスマーク使用契約書が矛盾する場合または要領に規定のない事項に関しては、当該バイオマスマーク使用契約書が優先して適用され<u>ます</u>。</p>	<p>第9 使用契約書と要領の適用関係</p> <p>要領と第8の1に定めるバイオマスマーク使用契約書が矛盾する場合または要領に規定のない事項に関しては、当該バイオマスマーク使用契約書が優先して適用され<u>る</u>。</p>

	<p><u>附則 2026年5月21日から5月31日までの期間における申請は、</u> <u>2026年6月1日改定内容で申請を受け付け、諸費用を適用する。</u></p>
--	--